

ii 労働基準法における母性保護規定

産前・産後休業（第65条第1項、第2項関係）

産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）〈いずれも女性が請求した場合に限る〉
産後は8週間
女性を就業させることはできません。

産前については、当該女性労働者が請求した場合に就業させてはならない期間です。

産後については、6週間は強制的な休業ですが、6週間を経過した後は労働者本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務に就かせることはさしつかえありません。

なお、産後休業の「出産」とは、妊娠4か月以上の分娩をいい「生産」だけでなく「死産」や「流産」も含まれています。出産日は産前休業に含まれます。

妊婦の軽易業務転換（第65条第3項関係）

妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させなければなりません。

妊産婦等の危険有害業務の就業制限（第64条の3関係）

妊産婦等を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。

妊産婦を就かせてはならない具体的業務は、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所での業務をはじめ、女性労働基準規則第2条で定められています。

このうち、女性の妊娠・出産機能に有害な業務については、妊産婦以外の女性についても就業が禁止されています（表1、表2参照）。

なお、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者については、「電離放射線障害防止規則」において、被ばく量の限度が定められています。

妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限（第66条第1項関係）

変形労働時間制がとられる場合にも、妊産婦が請求した場合には、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできません。

妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限（第66条第2項、第3項関係）

妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることはできません。

妊産婦が請求した場合、これらを行わせることはできません。

なお、深夜業とは、午後10時から午前5時までの間の就業のことをいいます。

育児時間（第67条関係）

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。

生児には実子のほか養子も含まれます。また、育児時間をいつ与えるかは当事者間にまかされています。

なお、変形労働時間制の下で労働し、1日の所定労働時間が8時間を超える場合には、具体的状況に応じ法定以上の育児時間を与えることが望ましいとされています。

罰則（第119条関係）

上記の規定に違反した者は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

妊産婦等の就業制限の業務の範囲

× …女性を就かせてはならない業務

△ …女性が申し出た場合就かせてはならない業務

○ …女性を就かせても差し支えない業務

女性労働基準規則第2条第1項		就業制限の内容		
		妊婦	産婦	その他の女性
1号	重量物を取り扱う業務（別表1参照）	×	×	×
2号	ボイラーの取扱いの業務	×	△	○
3号	ボイラーの溶接の業務	×	△	○
4号	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
5号	運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○
6号	クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）	×	△	○
7号	動力により駆動させる土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
8号	直径が25センチメートル以上の丸のこ盤（横切丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務	×	△	○
9号	操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○
10号	蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○
11号	動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さ8ミリメートル以上の鋼板加工の業務	×	△	○
12号	岩石又は鉱物の破碎機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
13号	土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務	×	○	○
14号	高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
15号	足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）	×	△	○
16号	胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○
17号	機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
18号	別表2の1に掲げる有害物を発散する場所において行われる別表2の2に掲げる業務（平成24年10月1日施行） ※なお、平成24年9月30日までは以下の業務。 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	×	×	×
19号	多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
20号	著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
21号	多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
22号	著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
23号	異常気圧下における業務	×	△	○
24号	さく岩機、鉸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

〈別表 1〉

下の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重 量 (単位 : kg)	
	断続作業	継続作業
満 16 歳未満	12	8
満 16 歳以上満 18 歳未満	25	15
満 18 歳以上	30	20

(注)

電離放射線障害防止規則では、放射線業務従事者の被ばく限度等につき、妊娠する可能性がないと診断された女性、妊娠中ではない妊娠可能な女性、妊娠中の女性で異なる規制を設けています。

〈別表 2〉

1. 対象有害物(25 物質)

[特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの]

1 塩素化ビフェニル(PCB)	8 水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)
2 アクリルアミド	9 塩化ニッケル (Ⅱ) (粉状のものに限る)
3 エチレンイミン	10 砒素化合物 (アルシンと砒化ガリウムを除く)
4 エチレンオキシド	11 ベータ-プロピオラクトン
5 カドミウム化合物	12 ペンタクロルフェノール(PCP) およびそのナトリウム塩
6 クロム酸塩	13 マンガン
7 五酸化バナジウム	

(注) カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

[鉛中毒予防規則の適用を受けているもの]

14 鉛およびその化合物

[有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの]

15 エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	21 テトラクロルエチレン (パークロルエチレン)
16 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (セロソルブアセテート)	22 トリクロルエチレン
17 エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)	23 トルエン
18 キシレン	24 二硫化炭素
19 N, N-ジメチルホルムアミド	25 メタノール
20 スチレン	

2. 対象業務

- ① 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第 3 管理区分」(規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
- ② タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大します

平成24年10月1日から

女性労働基準規則の改正により(改正女性則)、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(裏面参照)を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止となります。

女性労働者の就業を禁止する業務

●労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分(下記参照)」となった屋内作業場での全ての業務

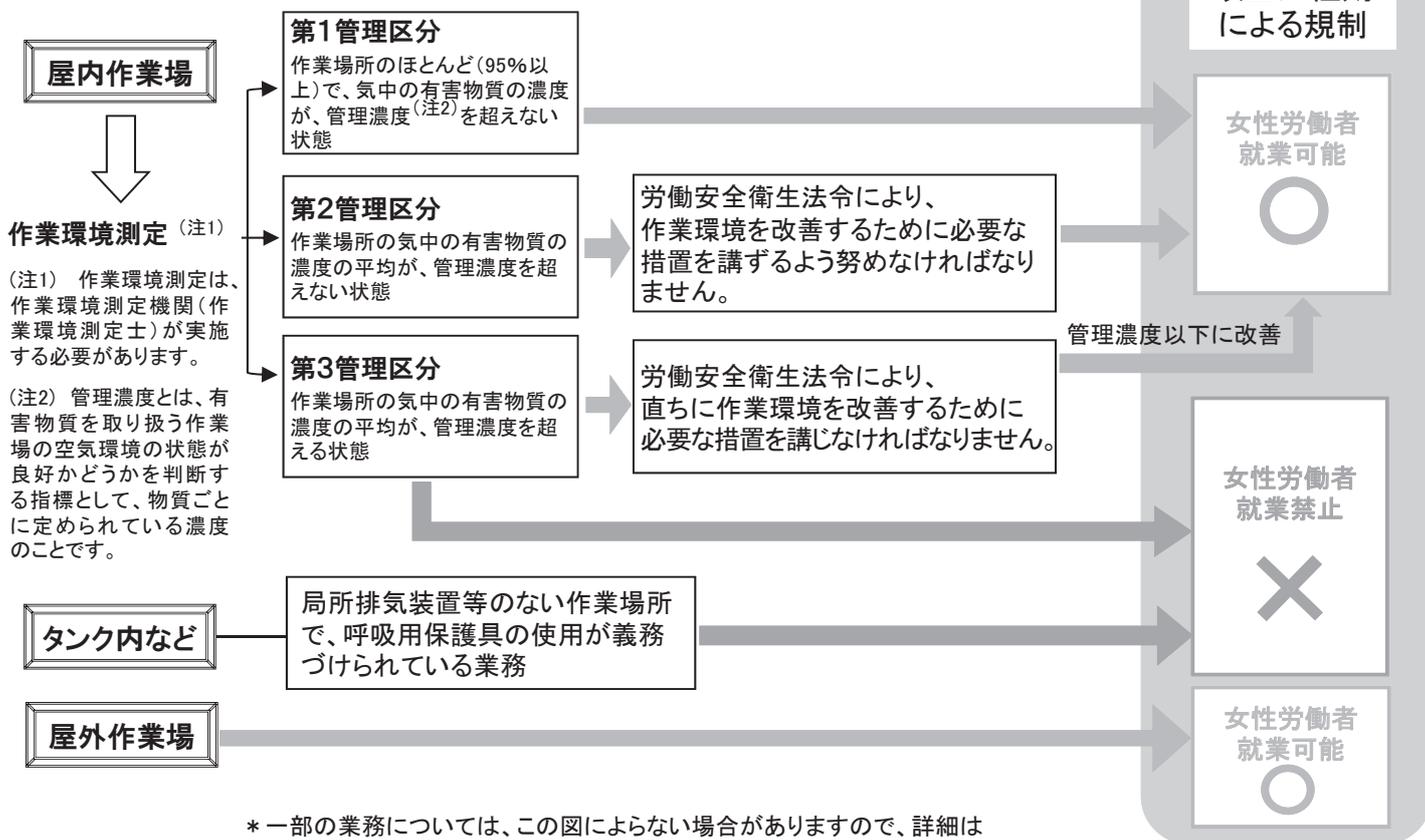


●タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの



労働安全衛生法令と改正女性則の関係(概要)

労働安全衛生法令による規制



*一部の業務については、この図によらない場合がありますので、詳細は最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。